

令和 2 年 7 月 14 日
改訂 令和 2 年 10 月 23 日
改訂 令和 3 年 1 月 12 日

県立足柄ふれあいの村
新型コロナウイルス感染防止に対応した受入マニュアル

1. 本マニュアルの趣旨・位置づけについて

本マニュアルの策定にあたっては、県が策定した「県立ふれあいの村の再開等に関するガイドライン」を基に、当村の現状や様々な観点を総合的に鑑み、施設再開時の運営にあたっての要点を規定するものであります。

本マニュアルを基に、今後の施設運営方針やご利用者の皆様に対し、利用にあたっての協力依頼「新型コロナウイルスの感染防止対策における施設利用のお願い」、「新型コロナウイルス感染疑義者発生対応マニュアル」等を整備します。

なお、国や県による新たな基準の公表や方針変更・要請に伴い、本マニュアルを必要に応じて速やかに内容を見直すものとします。

2. 感染防止のための基本的な考え方

○ 3密を避け、接触、飛沫感染を防止するための最大限の対策を講じる。

(対人距離の確保、部屋の換気、食事の提供方法、活動施設や宿泊室の使い方、浴室の利用、手洗い、うがい、手指消毒の敢行掲示、高頻度接触箇所の消毒作業等)

○ 県教育委員会や愛川ふれあいの村等と連携、連絡調整を行いながら防止対策を進める。

3. 受入にあたっての留意事項

(1) 受入可能な団体、利用者の条件 (宿泊・日帰り共通)

○ 当村が示す感染予防対策にご理解をいただき、別紙「新型コロナウイルスの感染防止対策における施設利用のお願い」の各事項につき、同意を得られた団体及び個人であること。

なお、次の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせて頂く。

- ・ 利用日当日、体調がよくない場合 (発熱・咳・咽頭痛・息苦しさ・強いだるさ等)
- ・ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(2) 受入人数等についての考え方

○ 利用の定員

ア. 宿泊利用

原則として、全ての宿泊室を 8 名定員として運用し、各団体及び利用者には、参加者が出来る限り密にならない様、各宿泊部屋の人数割に配慮して頂く。リーダー室につ

いては現行通り 1 名とする。

なお、利用の予約状況により、上記に定めた定員に収まらない場合には、当該団体と協議・同意を得た上で、利用可否の判断を行う。

イ. 日帰り利用

日帰り利用については、原則として 1 日の受入定員を 320 名までとする。

宿泊同様、各団体及び利用者には、参加者が出来る限り密にならない様、配慮して頂く。また、利用の予約状況により、上記に定めた定員を上回る場合には、当該団体と協議・同意を得た上で、利用可否の判断を行う。

○活動施設の受入定員

- ・定員については現行通りとするが、各団体及び利用者には、活動の際、参加者が出来る限り密にならない様にするとともに、換気や手指消毒など感染予防対策に、十分な配慮や指導をして頂く。

(3) 宿泊室の鍵の受け渡し時間の変更について

- 宿泊室の使用後に於ける、高頻度接触箇所等の消毒作業時間の確保のため、鍵の受け渡し時間を、従来の 11 時からを 13 時へ変更する。なお、返却時間については現行通り 10 時とする。

4. 施設利用に於ける感染防止対策

(1) オリエンテーションの実施と当日の打合せ

○当日打合せ、下見打合せ

- ・各種打合せについては、マスク着用の上、対人距離に十分留意し実施する。

○オリエンテーション

- ・参加者の対人距離に十分留意した上で、原則屋外で実施する。また、職員発声の際には小型のマイクスピーカーを使用し、内容については要点を絞るなど、簡略化し、時間も短縮して実施する。

雨天時は、事前調整した屋内施設で行うが、上記対応が難しい場合は、施設側で事前収録した映像データを、動画配信サイト等で配信し、各団体による事前周知を行っていただくことも可能とする。

(2) 活動施設（プレイルーム、大会議室、展示ガイダンス室他）の利用時

- 活動施設内の密を防ぐため、各団体及び利用者には、活動の際、参加者が出来る限り密にならない様、配慮や指導をして頂く。
- 活動中は 1 時間に 1 回程度、出来る限り 2 か所以上の窓を開け、換気を行う。
- 活動中も出来る限りマスクを着用する。
- 活動施設への入室の際には、手指の消毒を行う。
- 活動施設使用後は、利用団体にも高頻度接触箇所や活動中に使用した備品類（テーブル・

椅子等)の消毒作業にご協力頂く。

(3) 活動プログラム等

- 活動プログラムの企画に関しては、ゆとりを持たせた時間配分、参加者が密にならないよう工夫するとともに、実際の運営にあたっては密にならないような指導や配慮、活動前の手洗い、手指の消毒、マスクの着用をお願いします。
- クラフトで使用する工具類は全て事務所からの貸出とする。
- 活動プログラムで必要な貸出物品は、必要最小限とし、利用者による使用前の消毒、活動後の消毒作業を行い、更に返却後に職員による消毒作業を行う。
- カードゲーム類、ボードゲーム類、お手玉、けん玉等の貸出は中止する。
- 近距離での会話や発声、高唱を伴う活動は、なるべく控えていただくようにする。
(キャンプファイヤーやキャンドルファイヤーの実施については、対人距離に十分留意するとともに、上記行動は控えるような形で活動を行う)

(4) 入浴について

- 脱衣所や浴室が密にならないよう注意するとともに、入浴から退室までの1人あたりの滞在時間が長くない様利用する。
- 利用の時間帯が集中しない様、開始時間を通常運用時よりも早める等、柔軟な対応をおこなう。
- 団体指導者や責任者には、利用時や次の利用者が待機している場が密とならないよう、指導の徹底をお願いします。
- 洗面具等(タオル、歯磨き粉等)は共用せず、必ず個人のものを用意し使用する。
- ドライヤーの使い回しは控える。
- 脱衣所の洗面台は使用中止とする。
- 脱衣カゴは撤去する。脱衣後の衣服は、利用者が持参した袋等に必ず入れる。

(5) リネン類について

- リネン類の配布は、団体の責任者又は大人が配布する。その際、リネン室前での個別配布は避け、グループ毎等での配布を推奨する。
- 就寝時には、寝具類に於けるリネンの適切な使用を行うこと。返却時は、施設が用意する専用の回収袋にまとめ、所定の場所へ返却する。

(6) 食事提供について(日帰り・宿泊共通)

○室内食(ビュッフェ)(朝食・夕食共通事項)

- ・食堂用スリッパは撤去する。必要であれば室内履き等をご持参頂く。
- ・食堂に入室後、手洗いの後、手指の消毒を行う。
- ・喫食時のみマスクを外し、食後直ぐにマスクを着用する。
- ・食堂内の過度な密や喫食時の対面を避けるため、テーブルの片側のみの配席とし、概ね100名から120名程度の定員とする。これを超える人数については入替とするが、様々

な状況により、団体との調整及び合意の上、これ以上の定員での受入も可能とする。

- ・喫食時間は、入室から配膳、片付までを45分とし、次の利用団体への入替と消毒作業のため、10分間のインターバルを置く。なお、入替後の団体は、前の団体が使用した反対側の列に配席する。
- ・原則として、1団体で占有利用することを基本とするが、家族利用や小グループ利用が重なる場合には、十分な距離を確保した配席により、同時利用を可とする。
- ・レーンからの配食は、1団体が占有している場合はその団体に属する大人（教員や保護者、食事責任者等）が盛り付ける。（手袋、替えのトングなどを食堂から提供する）
なお、家族や小グループ、またはそれらの同時利用の場合には、配席したそれぞれのテーブル毎に、料理を入れた食缶（入れ物）をセットし提供する。
- ・ドリンクバーは、原則としてボタン操作前に消毒を行った上で、団体に属する大人（教員や保護者、食事責任者等）がボタン操作を行い、感染防止と利用時間の節減を行う。
また、混雑の際に列の間隔を保つための立ち位置表示をする。

ア. 朝食

上記、室内食（ビュッフェ）に於ける共通事項を踏まえ、朝食については、以下のとおりの時間区切りとして利用調整を行う。利用者に於いては、何れかの時間展開にて申込みを行う。

なお、利用希望時間が重複した場合は、足柄ふれあいの村が、当該団体と調整を行う。

(ア) 1展開目 6:50 から 7:35

(イ) 2展開目 7:45 から 8:30

(ウ) 3展開目 8:40 から 9:25

(エ) 4展開目 9:35 から 10:20

(※野外炊事及び弁当の場合はこの限りではない。)

イ. 昼食

昼食（ビュッフェ）の提供は、食堂内の消毒作業等の時間の確保のため、行わない。

(※野外炊事及び弁当、おやつ類での対応とする。)

ウ. 夕食

朝食同様、室内食（ビュッフェ）に於ける共通事項を踏まえ、夕食については、以下のとおりの時間区切りとして利用調整を行う。利用者に於いては、何れかの時間展開にて申込みを行う。なお、利用希望時間が重複した場合は、足柄ふれあいの村が、当該団体と調整を行う。

(ア) 1展開目 17:00 から 17:45

(イ) 2展開目 17:55 から 18:40

(ウ) 3展開目 18:50 から 19:35

(エ) 4展開目 19:45 から 20:30

(※野外炊事及び弁当の場合はこの限りではない。)

○お弁当について

- ・ 個別食の要望に対応するため、朝食、昼食、夕食とも弁当の注文を受け付ける。
但し、アレルギー対応が必要な場合は、当該対応分を持ち込みとするか、別途メニューから対象アレルゲン物質を含まない食品を注文する。(上記以外の対応が必要な場合は、個別に食堂にご相談ください)
- ・ 弁当については、各宿泊室内及び、活動施設内での喫食とする。

○野外炊事について

- ・ 調理作業や喫食の過程に於いて、対面となる場面が多くなることが想定されるため、野外炊事メニューの一部（BBQ、手作りピザ、手作りうどん、ねじりパン、手作りナン）は中止とする。
- ・ 野外炊事の際にはマスクを着用する。
- ・ 野外炊事では、実施前の手洗い、手指の消毒を行うとともに、炊事用具の洗浄をしてから活動をおこなう。
- ・ ~~炊事セットは食堂からの貸出、食堂への返却とする。~~
~~（現行通り利用者が炊事場で洗浄後、食堂へ返却し、その後食堂職員が食洗機で洗浄、乾燥器で殺菌消毒をおこなう。）~~

(7) 利用者の方への依頼事項

- 宿泊利用については、入村受付時に宿泊者名簿へ朝の検温結果を記入し提出する。また、その日の夜についても、団体及び利用者側で参加者の健康状態を確認し、事務所へ別紙「健康管理チェックシート」を提出すること。
- 日帰り利用については、別紙「日帰り利用者名簿（宿泊者名簿と同等のもの）」に検温結果等を記入し、提出を行うこと。
- 消毒液、体温計、予備のマスク等を持参すること。
- マスクや鼻水を拭いたティッシュ類等は、袋を2重にし、曝露を防ぐ措置を取った上でお持ち帰りいただく。
- 利用後14日間以内に、新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、足柄ふれあいの村に必ず連絡をするとともに、濃厚接触者の有無等について報告すること。
- 手洗い後等に手を拭くためのハンカチやタオル類を、必ず複数枚ご持参頂くこと。
- 別紙「新型コロナウイルスの感染防止対策における施設利用のお願い」の各事項につき、同意を頂くこと。

4. 感染疑義者が発生した場合の対応について

- ・ 別紙「県立足柄ふれあいの村 新型コロナウイルス感染疑義者発生対応マニュアル」に沿って対応する。

5. 管理運営上に於ける感染防止対策

(1) 施設共通

- 受付窓口に飛沫感染防止用の透明ビニール幕を設置する。
- 村内各所へ、手指用の消毒液を設置する。
- 会計時はコイントレイを使用する。
- 村内各所への手洗い、うがい、手指消毒等の取行POPを掲示する。
- 定期的に、管理棟及び集会棟他の高頻度接触箇所の次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いた消毒作業を行うとともに、宿泊室は、10時から13時の間に消毒作業を行う。
- 利用に関する書類については、紙媒体でのやり取りを出来る限り避け、メール等での提出を推奨する。
- エアコンのリモコンや部屋の鍵、施設案内用のファイル等は返却後、職員が消毒する。
- 駐車場の使用については、駐車スペースのNo.を窓口に申告し、駐車証の引き渡しは行わない。
- 公衆電話使用後は、受付窓口へ声を掛けて頂き、職員が消毒を行う。
- 名札の貸出は行わないが、持参を忘れた場合には代替の物の貸出を行う。

(2) トイレの衛生管理について

- 便座、ドアノブなどは、次亜塩素酸ナトリウム溶液による清拭消毒を行う。
- 洋式トイレは蓋を閉めてから水を流すことを促す掲示を行う。
- トイレの混雑時は、最低1m間隔で並ぶよう掲示と立ち位置表示を行う。

(3) 職員の安全確保

- 出勤時の発熱、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は直ぐに退勤をさせ、必要に応じて医療機関への受診、又は保健所等への報告を促す。
- 感染が疑われる場合及び体調不良（発熱・咳・咽頭痛・息苦しさ・強いだるさ等）の場合は出勤を控える。
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合は出勤を控える。
- 感染が判明した場合は、保健所等の聞き取り等に協力し、必要な情報提供を行う。
- マスク等の着用、手洗い、うがい、手指消毒の徹底をする。
- 事務所は1時間に1回程度の換気を行う。
- 職員が消毒作業やゴミの収集廃棄等を行う際には、マスクと手袋等を着用する。作業後は手洗い、うがい、手指消毒を徹底する。

附記

本マニュアルは令和3年1月12日現在の状況に基づくものであり、今後適宜更新する。